

第 1 章 議 会

○美幌・津別広域事務組合議会の定例会の回数を 定める条例

〔 昭和 46 年 12 月 1 日
条 例 第 2 号 〕

改正 平成 3 年 4 月 1 日条例第 16 号

本組合議会の定例会は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 16 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。